

JISK

(司法手続き仲介者
スターターキット)

モジュール1

はじめに、JISKは誰に向けて書かれているか

www.justiceintermediary.org





司法手続き仲介者(JI)スターターキットモジュール

モジュール1

はじめに、JISKは誰に向けて書かれているか

モジュール4

障害を理解する

モジュール7

合理的配慮

モジュール10

実践的課題

モジュール2

司法手続き仲介者(JI)の役割

モジュール5

当事者の体験談

モジュール8

JIのレジリエンスと守るべき境界

モジュール11

参考資料

モジュール3

コミュニケーションを理解する

モジュール6

ニーズのアセスメントと報告

モジュール9

世界のJIの実践

モジュール12

次のステップ



司法手続き仲介者 (JI) スターターキット

JISKは、誰に向けて書かれているか：

司法手続き仲介者 (JI) が導入されていない国のスターティング・ポイントとして

- 参考文献
- 司法手続き仲介者 (JI) の役割が世界中で導入された手法の例。

用語集

司法手続き仲介者 (JI) は、いくつかの国で導入されてきました。対象は、公平・公正な司法手続きへのアクセスに影響を与えるような知的障害あるいは心理社会的障害のある人です。

JISKは、司法手続き仲介者 (JI) が導入されていない国で、その必要性を認識しているキーパーソンに向けて書かれています。キーパーソンが、制度を導入するための変革への担い手を支援することに役立つためです。

JIとして働くための知識とスキルの向上のため。

JISKは、今後の方向性を指示するものではありません。司法制度は国によって異なるので、JIはその国に適合した現実的なものであるべきだからです。

JISKは、以下ではない...

- これからキーパーソンを見つけて、その国にJIが必要だと促すものではありません。それはいまのJISKの守備範囲を超えています。キーパーソンとは、すでに、その国で、障害のある人が公平・公正な司法へのアクセスがないということに気づいている人です。
- その国/地域の司法制度の課題を指摘するものではありません。司法制度はその国や地域の固有のものだからです。
- JIをその国/地域の司法制度への導入の方法を提案するものではありません。一方、関係者が考察に関わり、他の国の実施の例を示すことができます。

上記の課題は、本プロジェクト外で、各国/地域の将来のプロジェクトとして検討されることとなります。



司法手続き仲介者 (JI) とは何ですか？

- 司法制度に平等に参加するには、効果的なコミュニケーションが不可欠です。JIは司法制度のコミュニケーション専門アドバイザーです
- 裁判所など、形式化された特殊な環境におけるコミュニケーションのためには、言語的・非言語・文脈理解のスキルに加えて、「感情コントロールのスキル」も必要です。感情コントロールができず、不安が非常に大きければ、言われていることを理解したり、意思表示ができないからです。
- JIは、法律のアドバイザーではなく、感情面の支援や弁護をする者でもありません。JIは事件に対して公平です
- JIは、コミュニケーションに障害を持つ人（身体的、知的、心理社会的およびその重複）を援助するために特別に任命され、司法手続きにおけるあらゆる段階で、当事者の能力を最大限に生かして効果的に参加できるようにします。



モジュール2「司法手続き仲介者 (JI) の役割」に詳細があります。



人権と障害のある人の司法へのアクセス

「障害者の権利に関する条約（CRPD）」

第13条-司法手続の利用の機会：



“ 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。



はじめに

平等を求める権利

知的障害、心理社会的障害、またはコミュニケーション障害のある人が、警察署や法廷において、自分の言い分があってもそれを適切に表現できなかつたら、あるいは、自分の覚えていることがあってもそれをうまく伝えられなかつたら、それは、障害を理由とする差別を経験していることにほかなりません。

差別とは、多くの場合、その人の証言に他の人と同等の重みが与えられないこと、そして障害のために証言する能力がないとされることを意味します。平等を求める彼らの権利のためには「合理的配慮」が求められます。彼らが証言したり裁判を受ける能力が本質的にないと見なすことは許されません。

障害があることによって、その可能性が阻害されることは、差別です。



公平性

適正手続き保障は、刑事手続における人権保障の中心です。公平さとは、誰もが自分の言い分を聞いてもらえることです。

このことは、被疑者・被告人にとって特に重要です。なぜならその人の自由、評判、財産などが決定されるからです。一方、原告である場合もきちんと話を聞いてもらうことが重要です。

適正手続き保証は、障害者にとっていっそう重要です。なぜなら彼らは脆弱な立場にいるからです。

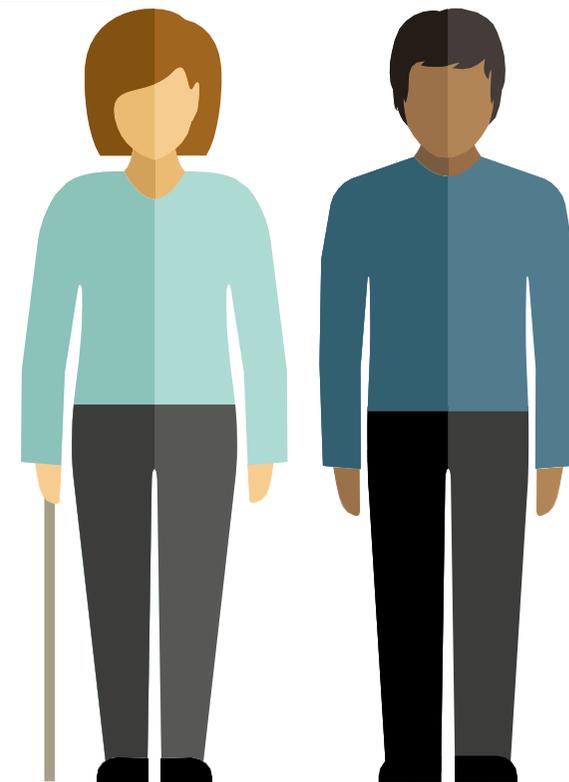
障害者はこれらの手続きにおいて、合理的配慮がない場合、公正な裁判を受ける機会が減少します。

障害を最小限に抑えるのを助けるのは誰ですか？

人が示す障害は、適切な調整や配慮がなされない場合にのみ障害となる可能性があります。言い換えれば、障害のレベルは、他の人がその人とどのように関わるかということに大いに関係します。

たとえば、足を負傷して法廷に入ることができない人は、障害があるとみなされます。ただし、階段がないように環境が配慮されている場合、またその人に杖が提供されている場合、その人は歩行できるので、そのような環境では障害ではありません。

したがって、障害を最小限に抑えるために適応・配慮・変更することは周りの人たちの責任です。



注意：ここでは、便宜上、身体障害の例を扱っていますが、J1は主に知的/心理社会的障害を扱っています。



「別にいいです。たいした問題じゃないですよ。」

“ 数年前私はJIとして、ある青年を援助しました。彼は裁判で、ある罪を認めました。しかし彼はそのことに関しては、やっていないはずでした。私は、自分の理解が間違っていたのかと思い、本人に確認しました。すると彼は、私の理解は正しいと答えたのです。私は驚いて、「えっ、なぜやってもいない罪を認めたんですか？」と聞き返しました。すると彼は、前に受けた裁判のときも何が起きているか全く理解できなかったと言いき、「どうせごちゃごちゃ言われて最後に、『有罪！』って言われるだけです」。さらに「別にいいです。たいした問題じゃないですよ」と投げやりな態度で言いました。彼は、裁判所で罪状を認めることの意味を全く理解できていなかったのです。”



キム・ターナー
イギリス、シェフィールド大学、
ヒューマンコミュニケーション学部

障害が司法へのアクセスに与える影響に関するブログを読んだり聞いたりするには、www.clinks.org/community/blog-posts/dont-worry-miss-its-not-serious にアクセスしてください。

正義に奉仕する

刑事手続は、幅広い社会的目的にかなうものです。司法制度は、ある目標を他の目標よりも強調することがありますが、すべてに共通するのは、正義の獲得と社会的行動の管理です。

障害者が刑事手続に効果的に参加できない場合、これらの社会的目的は損なわれます。例えば、裁判に不可欠であるにもかかわらず、彼らの証言が適切に評価されない場合、真実を立証し、しかるべきところに責任を負わせるという目的は損なわれます。

障害者が犯してもいない犯罪で有罪判決を受けたり、あるいは障害者に対する犯罪を犯した者が、被害者である障害者の証言が適切な重みを持たなかったために罰せられないのであれば、正義は達成されません。

「A voice for the voiceless (声のない人のための声)」英国の仲介者サービスについての映画。声のない人のための声」仲介者サービスについてのイギリス映画。

対象者

JISKは誰のために書かれていますか？

- 地域の法制度における司法へのアクセスに関する問題を認識し、障害者とともに働いた経験があり、司法手続き仲介者の役割を担うことについて学びたいと考えている人
- 障害者にとって不公平な司法へのアクセスについての知識を持ち、司法手続き仲介者の役割を担う適切な専門家を採用したい人。



以下は、心理社会的障害のある男性ビクターと、彼が司法制度の中で経験したことについての短い動画です：www.youtube.com/watch?v=okUZBII4s2w



ナレーション

司法制度の中で経験したことについて 障害のある人たちからの意見

「私は動揺していました；なぜそこにいたのかわかりませんでした。本当のところ、何か悪いことをしたとは思っていませんでした。」



「私にはよく聞こえませんでした。私には理解できませんでしたが、私は「はい、何なりと」と言いました。私が「わかりません」と言えば、彼らは私のことを、鈍いやつだと思うからです。時々彼らは同時に2つのことを言います。」



「私たちは信じてもらえません。警官はすぐに自業自得だと言います。だから、言い続けなければならないのです。彼らは私たちが信頼できる証人だとさえ思っていません。」



「私は当時「再拘留」が何を意味するのか知りませんでした。それは、あとで戻ってこられるという意味だと思っていました。」



「何がどうなっているのかわからなかったし、誰も何も説明してくれませんでした。彼らは私に何かを読むように言います。そして法廷では、助けを求めることもできません。裁判官は、英語が話せるなら、読み書きができると考えるのです。」



「裁判官には普通の英語がしゃべれません。彼らは私がこれまでの人生で聞いたことがないような長い単語を使ってしゃべります。」



「彼らは思うのです。障害のある人は嘘をつくし、真実は語れないし、真実が何であるかもわからない、って。」





司法手続における障害のある人の経験

www.youtu.be/yrrwGGdDCa94



注意：

英語の訛りが聞きづらかったり、字幕機能が使いにくかったり、字幕があまり正確ではなかったり、単語の一部を推測しなければならない場合があります。

文字起こししたものを見ることができます。

英国では‘learning disability’は「知的障害」の意味です。

対象者



JJは、何を変えることができるのか

ある人が、高機能自閉症スペクトラムの症状が一生続くとの診断を受けました。最近では、妄想型統合失調症の診断も受けています。その人が、司法手続き仲介者とともに法廷に出廷した経験について少し話します。



司法手続き仲介者(JI)はどのように に関与できますか？

J1の関与の段階には、警察の捜査、証人の証拠、法的な擁護者への指示、出廷、法廷での証言などが含まれます。また、刑事、家庭、民事などあらゆる管轄区域が含まれます。

自分でこの職業を選択する、および/またはこの職業のために訓練する人びとを選択するには、この仕事に要求されるものや、コース前のスキル、JISK(司法手続き仲介者スターターキット)をはじめめる人びとに期待される知識などを理解する必要があります。



司法手続き仲介者としての訓練に適しているのは誰ですか？

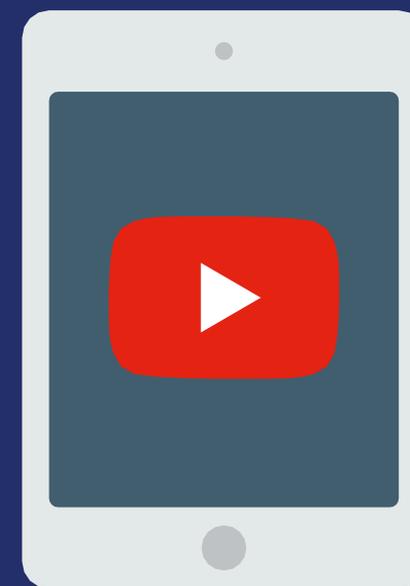
適している人の例を表示するには、[ここをクリックしてください](#)。詳細については、[モジュール2「司法手続き仲介者\(JI\)の役割」](#)を参照してください。

司法手続き仲介者(JI)
が自分たちの仕事につ
いて話します

www.youtube.com/watch?v=jZ-Jbc46pQ

www.youtube.com/watch?v=uwnzaBcZ4D0

www.youtube.com/watch?v=kGcaLKQDUxg





法制度における司法手続き仲介者の地位

法制度は、本質的にカテゴリー的で柔軟性がなく厳格であり、論理的定義と具体的な区別によって機能します。

法律、特に刑法は、複雑なシステムからなっており、あらゆる段階で、参加するすべての人に高い要求を課します。



警察官や裁判所職員による取調べ、弁護士による質問、供述書の作成、証言の準備、裁判所の質問への回答など、いずれも法制度に対応するためのものであり、コミュニケーション能力が重要なものです。

法制度に入ると、コミュニケーションスキルが限界まで試され、障害が強調されていると感じるかもしれません。

このように、人間のコミュニケーション能力や障害の多様性と、法律の厳格な性質との間を取り持つことが、司法手続き仲介者（JI）のユニークで重要な位置づけとなるのです。

司法手続き仲介者（JI）は、しばしば厳格な司法制度において、「既成概念にとらわれない」立場をとり、障害者の「個別のニーズの配慮を求める」ことで、司法に参加するハードルを低くするための存在であるとよく言われます。

次のステップ

このモジュールでは、「司法手続き仲介者スターターキット」（JISK）の取り扱い範囲とJISKが誰に向けて書かれているかを説明しました。さらにこの後のモジュールにも取り組むことが推奨されます。

モジュールは自然な進行順序で書かれており、それは例えばモジュール6の「ニーズのアセスメントと報告」でも示されています。しかし、各ユーザーは自分に最も適した方法でこのJISKを使用してください。

JISK全体を読み通す義務はありませんが、すべてのモジュールを閲覧した方が全体像がより理解できるでしょう。

モジュール11「参考文献」には、ユーザーが関心を持つであろう参考文献と関連問題の詳細が含まれています。



考察

あなたの地元の法制度は司法手続き仲介者サービスの導入に対してどのように対応すると思いますか？

ここでユーザーの皆さんには、モジュールの内容を振り返っていただきます。また、私たちがコンテンツの改善と更新を継続的に行う手助けをしてもらえれば幸いです。

それでは、あなたの考察を共有するために、

ここをクリック
してください。

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.



用語集

JISKでよく使われる当事者にわかりにくい用語の説明の例（参考）

PERSON WITH DISABILITY (障害のある人) : this refers to the person the Justice Intermediary (JI) is asked to assist. This may include a wide range of disabilities, and may also refer to persons who have specific communication needs, while not suggesting a disability, that differ from the majority population, for example indigenous communities. There is no age limits defined in this Kit, and intermediaries have worked with child witnesses as young as 2 years old and elderly defendants in their nineties.

In some jurisdictions, people affected by **DISABILITY** includes:

- **INTELLECTUAL DISABILITY (知的障害)** : a disability characterized by significant limitations both in intellectual functioning (reasoning, learning, problem solving) and in adaptive behavior, which covers a range of everyday social and practical skills.
- **PSYCHO-SOCIAL DISABILITY (心理社会的障害)** : an internationally recognised term under the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities, used to describe the experience of people with impairments and participation restrictions related to mental health conditions.
- **NEUROLOGICAL AND NEURO-DIVERSE DISABILITY (神経学的・神経学的多様性の障害)** : there is a full range of disabilities

related to changes in brain function that may occur at birth, before birth or later in life. These include Foetal Alcohol Syndrome, Cerebral Palsy, Attention Deficit Hyperactivity Disorder, Autistic Spectrum Disorder, Multiple Sclerosis, Stroke, Brain Tumour, Dementia and many other conditions that impact on communication.

JUDGE (裁判官) : has been used to include, where appropriate, all judicial office holders. Similarly, on many occasions the term ‘court/courts’ has been used to encompass all courts and tribunals.

JUDICIARY SYSTEM (司法制度) : the system of law courts that administer justice

THE JUDICIARY (司法) : the part of a country's government that is responsible for its legal system and which consists of all the judges in the country's courts of law.

LAWYER (弁護士) : a person whose profession is to represent clients in a court of law or to advise or act for clients in other legal matters. This might be called barrister, solicitor, attorney, depending on local terminology.

MIRANDA'S LAW (ミランダ法) : Miranda rights are specific rights that any person who is taken into police custody is entitled to. Law enforcement officers are required to

inform a suspect in custody of their Miranda rights. Miranda warnings are often given verbally upon arrest and on paper before a written confession is taken. In other jurisdictions, this is referred to as a ‘caution’.

PROSECUTION (起訴) : the side of a legal case which argues that a person who is accused of a crime is guilty.

DEFENCE (弁護) : the side of a legal case which argues that a person who is accused of a crime is not guilty.

LINK ROOM/VIDEO LINK ROOM (リンクルーム/ビデオリンクルーム) : a facility that has a video connection with the courtroom, so that a participant in a court hearing can sit separately from the court, and if required as a witness, interact in real time with the court. This may be in the court building or in a remote location.

EVIDENCE IN CHIEF (主たる証拠) : the evidence given to the court by a witness that is in support of their case, for example when a defendant is questioned by a defence lawyer, or when a complainant is questioned by a prosecution lawyer.

CROSS EXAMINATION (反対尋問) : the questioning of a witness called by the other party in a court of law to challenge the evidence already given.